## Ⅲ 助成金の額の確定及び入金

完了検査後、公社内での審査を行い、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金額を確定し、「確定通知書」により通知します。

## 1 助成金の額の確定

- (1) 交付決定の際に通知する助成予定額は助成金交付額の上限を示すものであり、**助成金額の確定は** 実績に基づいて行うため、助成予定額から減額されることがある
- (2) 助成金の確定金額は、完了検査により査定した助成対象経費に助成率を乗じて得た額と、助成予定額(「決定通知書」記載の額)を比べて、低い方の額となる。経費区分毎に千円未満は切り捨てる。また、対象外経費は除外される
- (3) 助成金額の確定に当たり、当該助成事業の実施状況及び帳票類の確認ができない場合は、当該助成事業に係る経費であっても助成対象外となる

## 2 助成金の入金

- (1) 助成金額確定後、「確定通知書」と「助成金請求書 (フォーマット)」を、公社から助成事業者へ「Jグランツ」より送信
- (2) 助成事業者は、「助成金請求書」に必要事項を入力のうえ電子化 (PDF を推奨) し、「」グランツ」で提出
- (3) 助成金は、「助成金請求書」を提出後1か月程度で、同請求書に記載した口座へ入金される

## 3 助成金交付後の注意事項

- (1) 関係書類の保存
  - 助成事業者には、助成事業が完了した年度の翌年度から5年間、助成事業に係る全ての関係書類を保存する義務があります。
- (2)公社職員による調査等 助成事業の実施状況、助成金の収支、関係書類その他について、立ち入り調査を行い、報告を求 めることがあります。
- (3) アンケートの実施 助成事業による効果等についてアンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。